「外国証券取引口座約款」の一部改訂について

2025年10月1日 (下線部分変更)

新	IB
(配当等の処理) 第 7 条 (現行どおり) 2~7 (現行どおり) 8 配当金等の支払手続において、決済会社 が 配当金等の支払いを開始する日として指定 した日から5年を経過してもなお受領され ないときは、決済会社及び当社はその支払 義務を免れるものとします。	(配当等の処理) 第 7 条 (省 略) 2~7 (省 略) (新 設)
(新株予約権等その他の権利の処理) 第 8 条 寄託証券等に係る新株予約権等 (新たに外国株券等の割当てを受ける権利 をいう。以下同じ。) その他の権利の処理 は、次の各号に定めるところによります。 (1)~(4) (現行どおり) (5)第1号a、第2号及び第3号により売 却処分した代金については、前条第1項第 2号a並びに同条第2項から第5項まで及 び第7項の規定に準じて処理 <u>するものと</u> し、同条第8項の規定はその支払いについて <u>準用</u> します。	(新株予約権等その他の権利の処理) 第 8 条 (同 左) (1)~(4) (省 略) (5)第1号a、第2号及び第3号により売 却処分した代金については、前条第1項第 2号a並びに同条第2項から第5項まで及 び第7項の規定に準じて処理します。
付 則(2025.10.1) 1 この改正は、2030年10月1日より 施行する。 2 改正後の第7条第8項(第8条第5号 において準用する場合を含む。)の規定 は、この改正規定施行の日より前の日を 支払いを開始する日として指定した配当 金等(同号において準用する場合にあっては、同条第1号 a、第2号及び第3号 により売却処分した代金)についても適用する。	(新設)